

横堀共に出来、其上ゲ土をば堀ばたに山の如く積上げるを、諸國より參る人ごとに願ひ出し、町屋を割被下候に付、勝手次第に右の上ゲ土を引取り、地形を築立、屋敷取りをいたし、表通りには先葭垣などをいたし置、追て家作を仕り引移と有之、初ての程は町家願の者も多無之所に、勢州の者共あまた來り、屋敷望仕る由沙汰有之、其町屋敷出来候以後、表に掛たるのうれんを見候得ば、一町の内に半分は伊勢屋と申書付見へしと也、但○但の有誤脱の方などは地形卑く、御城内へもへだり候を以、繁昌いたし兼しと有之義、御上へも相達し、遊女町を御免遊ばし、葭原の場所を拜領仰付る、故四方に堀を堀て地形をつき立、家作を調へ、遊女共あまた集め置を以、晝の間は諸人參り候得共、其道筋左右共に葭原の中にてぶつそうに有之候に付、暮るれば人通り無之故、渡世致難き旨願上ければ、女歌舞妓を御免被遊被下候様にとの願之通、御免に付、町中に舞臺を建、棧鋪を掛け、芝居を初め候に付、其比京大坂にも無之見物事と申て、貴賤共に入込、殊之外繁昌いたし、細道の左右にある茨原も切り拂、江戸中より出店をいたし、茶屋杯も多立並しと也、○中略

鳶澤町の事

一問曰、御入國の砌は町方盜賊共多入込、殊之外難義いたす處に、御仕置を以、件の盜賊共追散申候と有之は實や、答曰、其義を我等○大導寺友山若年の頃承り及は、其元御申の通り、盜賊共諸方より入集り、以の外ぶつそうに有之由、權現様聞召され、何卒致し、盜賊の張本たる者一人召捕へさせ、る様にと、奉行中へ被仰付候所、其頃關東に名を得たるすり大將、鳶澤と申者を擲取、牢舎を被申付候と有るを申上れば、其盜賊を召出し、御仕置きなるべく所、一命を御助け被成候間、其働を以、他方の盜賊を御當地へ入り込申間敷由にと、被申付候様にと、被仰出に付、奉行中より右之通り御申渡し候得ば、鳶澤承り、命を御助け被遊る、段ありがたく奉存候得共、他方より